

吹田市介護保険に関する冊子の官民協働発行業務仕様書

1 概要

介護保険制度を広く市民に周知するため、市が提供する行政情報のほか企業の広告（以下「広告」という。）を加えた市民向けの情報誌（以下「冊子」という。）を、吹田市（以下「市」という。）と民間事業者等（以下「事業者」という。）の協定により発行を行う。

2 協定書の締結

市と事業者は、冊子の発行に関し、協定書を締結するものとする。

3 業務期間

協定書締結日から令和12年3月31日までとする。

冊子は、令和9年度から令和11年度まで毎年度1回、協定期間中計3回発行する。

4 発行部数、配布指定場所及び配布時期

(1) 発行部数

各年度18,000部（協定中18,000部×3回）

(2) 配布指定場所、時期等

以下を参考（令和7年度実績）として年度ごとに市と協議のうえ決定する。

配布指定場所	配布部数	配布時期
高齢福祉室	4,500	5月中旬
	3,540	2月下旬
千里出張所	150	5月中旬
千里丘出張所	150	
山田出張所	150	
中央図書館	450	
吹田市民病院	200	
吹田市内地域包括支援センター（15か所）	5,500	
社会福祉協議会	60	
介護事業者（357か所） ※各3冊及び指定部数	1,110	
医院・病院（324か所） ※各2冊及び指定部数	1,580	
歯科医院（175か所） ※各2冊	350	
薬局（130か所） ※各2冊	260	

※配布方法は事業者から配布指定場所へ直送とする。

5 掲載内容等

(1) 掲載内容

冊子にふさわしい名称を決め、市が提供する情報（以下「行政情報」という。）及び広告を掲載する。行政情報とは介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業、その他市が行う高齢者福祉サービスに関する情報をいい、介護保険サービス事業者及び医療機関の一覧は含まないものとする。

なお、行政情報及び広告と明確に区別ができるように工夫をすること。

(2) 規格

サイズ	A4版 両面 表紙等を含め80 ページ程度
刷り色	フルカラー
製 本	無線綴じ
紙 質	表紙:コート紙 A 版 86.5kg相当以上 本文:上質紙 A 版 28.5kg相当以上 グリーン購入法適合品を使用すること。

(3) 校正

毎年3回。ただし、特別な事情により3回を超える校正を要する場合は、市と事業者が協議を行い回数及び方法等について決定し、対応するものとする。

(4) 広告欄

全誌面に対する広告の割合は30%以下とする。また、広告の色調等について行政情報と明確に区別できるように工夫すること。なお、広告についてはその問合せ先を明記し、市民が適切な問合せ先に連絡することができるよう工夫すること。

(5) 掲載広告

吹田市広告掲載要領及び吹田市広告掲載基準を遵守し、事前に広告内容について市の審査を受けるものとする。また、関係法令、機関の定める規定などを確認し、遵守すること。

ア 以下に挙げる広告は掲載しないものとする。

- (ア) 広告主が暴力団員及び暴力団密接関係者のもの。
- (イ) 市外へ転出を促すような他市の不動産販売等のもの。
- (ウ) 市の施設と競合するおそれのある市外の公共施設等のもの。
- (エ) 許認可や資格が必要な業務を行うもので、許認可等が確認できない場合。

イ 以下に挙げる広告主を募集する前に市に相談すること。

- (ア) 医療機関等のもの。
- (イ) 過去に掲載実績のない業種・業態等のもの。
- (ウ) 社会問題化している業種等のもの。

6 制作方法及び役割分担

- (1) 市は、事業者に対し冊子制作に必要な行政情報を電子データで提供し、冊子設置における各所との連絡調整を行う。

- (2) 事業者は、広告に関する一切の手続き並びに企画、編集、印刷及び製本を行う。
- (3) 事業者は、ユニバーサルデザインに配慮し、誌面作成を行う。
- (4) 事業者は、冊子に広告を掲載することができる。
- (5) 行政情報に関する著作権は、市に帰属する。
- (6) 事業者は、指定場所への配布を行う。

7 制作等にかかる費用

事業者は、冊子制作及び企画、編集、印刷、製本に係る費用については、広告掲載にかかる収入を充てるものとし、市は費用を負担しないものとする。また、事業者が冊子を配布する費用についても同様とする。

8 作業の完了

協議のうえ決定した指定場所への冊子配布をもって単年度の作業完了とする。

また合わせて、広告部分を除いた内容をPDF形式に変換したファイルを市に提供するものとする。

9 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 行政情報に関しては市が責任を負い、問い合わせ等については市が対応を行うこととする。
- (2) 広告及び配布に関しては事業者が責任を負い、問い合わせや送付漏れ等について事業者が対応を行うこととする。

10 その他

- (1) 冊子の名称については市に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書及び協定書に定めがない事項については、市と事業者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) 当該冊子とは別に、外国語（中国語、英語、韓国・朝鮮語、別添仕様書参考）に作成すること。本作業に関しては別途、契約を行うものとする。